經濟 論 義 第二十五卷 第四字辑 大正四年六月二十一日第三種郵便物器可 (毎月一回一日發行)

京都帝國大學經濟學會

經濟論業

第二十五卷第四號

オレームの貨幣學說に就いて

森研造

時、 知るであらう。 らう。そしてまた貨幣の發展階段を辿つて漸次その源に遡る時、貨幣は一の財であつたことをも 貨幣の魂が金に宿るのか、金の精が貨幣になるのか。吾人が現今の貨幣經濟の機構 を 檢 貨幣は恰も抽象的なる價値單位若くは計算單位の如くに、その職能を發揮するのを見るであ する

n つたのは、 Bendixen や Liefmann の今に至る迄、 †2 0 ,て氷たのである。乍併、貨幣に關する理論が經濟學の一部門として秩序ある體系を具ふるに至 加 金即貨幣を唱へた Heraklit. (about 535-about 475 斯 intrinseca を有するか 貨幣が徐々に具象より抽象に向つて進んだ發展の道程は決して坦々たるものではなかつ ᅜ 近世經濟學の成立したる十八世紀以降のことである。 C. or 430-357 B. valor impositus を有するかの形に於て、絶えず論議され、省祭さ . ე の昔から、貨幣を抽象的價值單位、 或は貨幣は proba ₩ 力。 justa かの問題として、 C.) 銀創貨幣を説いた それ迄は多くは、 若くは計算單位とする 學者賢人が、 或は貨幣は

三六五

レームの貨幣學説に就いて

ームの貨幣學説に就いて

цÇ を秩序的理論的に解説して、 のであつて、 |は倫理道德の一部として、或は献策助言の形式に於て、その當時の王侯若くは民衆に說いたも 殆んど斷切零碎のものたるに過ぎなかつた。その中にあつて、 近世貨幣理論に多大の貢献をなしたる者をニコラ、 珍らしくも貨幣現象 オレー や(Nicole

Oresme. 1323-1382) ಬಳ್ಳು

彼は一三二三年佛國ケーン (Caen)の アレマーン(Allemagne)村に生れ、巴里の文科大學に

佛 學んで神學博士の學位を得、一三五五年には巴里のナプラカレッデの學長となる♥カール五世が 國の王位に即くや、 彼は擧げられてリシュー (Lisieux) の僧正に任せられ、一三八二年七月十

九日其地に歿した。

彼

one formarum" "Algorismus proportionum" などがある。彼は叉アリストート 面に於ても凾數の經過を圖解し、 らは殆んど凡ての科學に興味を有し、當時の神學者、哲學者であつたばかりでなく、 **分數器を使用した最初の人であつた。 其著書には** ルの飜譯をも企て、 數學の方 latituti-

の著述 質 より佛語 一三七○年にはその "Ethics" を、一三七一年には "Politics" き "鬨conomics" を、 法律、 "Tractatus de origine, natura, jure et mutationibus monetarum," (貨幣に關する起源、 に譯述してゐるが、然し彼に不朽の名聲を 贏ち 得せしめたるものは、實 に 一三六四年 及び變更に關する小論)であつた。(註一) 何れも継句語

性

Brockhaus, Handbuch des Wissens. Bd. 1)

註二 ��の "Tractatus" はオレーム自身によつて "Traicile de la premiere invention des monnoies" なる姿態で佛器

されたが、 それは原本の寫本 "Sacra bibliotheca sanctorum patrum, ed. Marg, de la Bigne, tomus IX, Paris, 1859"

W. Roscher は「人六二年に Academie des sciences morales et politiques に提出した一論文に於て初めてオルー ・ムの著 佛文

の中に收められてある。

の原文に添へて出版せられた。 瞢 Į, RIJ 的價値を紹介した。Roscher の此の論文は一八六四年に L. Wolowski に依り評註を加へられて、 その書名は "Traictie de la premiere invention des Monnoies de Nicole Oresme ct 羅甸文、

Traite de la Monnoie de Copernic" Paris, 1864 VANO

要を感ずる。盖し學説は常に之を唱ふる人、其唱へるゝ時代の産物であるからであ 余はオレー ムの貨幣學説を論評するに當つて、先つ當時の世相と著述の動機とを略說するの必

る貨幣理論發展の時代であつた。卽ち一面に於ては、スコラテイシズムの隆興と共にAlbert Mag-

オ

ì

ъ3

Tractatus

を著した時代は、

アル

トマン

(S. Altmann) の所謂鑄貨剛度の堕落によ

or 1205-1280) Thomas Aquinas (1225-1274) 等によつて提唱せられた貨幣學説は、

發展を遂げたる貨幣經濟の普及は、 貨幣を偷理、 nus (1193 宗教、 法律及び經濟的諸方面より孜究するの機運を作りたると同時に、 貨幣制度安定の必要を痛感せしむるに至つた。 叉他 當時著 III に於て しき

結果、 王權の樹立に基く國費の支出が、貨幣の鑄造によつて支辨せられた爲に屢々起つた惡鑄改竄の 貨幣問題が學者の論議の標的となるに至つたのである。盖し久しき以前より法學者達は王

は

オ

レ !

4

の貨幣學説に就いて

Lewinski, The Founders of Political Economy, 2) 1922,

Altmann, Studien zur Lehre vom Geldwert. 3)

又貨金属の價値 權 に媚 んがために羅馬帝國の傳統と、 は全く想像的のものに過ぎないと云ふ見解を以て、國王 (Supremus princeps) の 羅馬法の貨幣概念に基きて、 貨幣は單なる表章に過ぎず、

貨幣惡鑄を擁護 したっ

註三 douner tels cours et pour tel prix comme il nous plaist et bon nous semble pour le bien et pro de noz subgiez Majesté royal appartient le fait la provision et tout ordenance de monoie, et Philip von Valoir (1293-1350) が一三四六年一月十六日に Beaucaire の知事に發したる布告中には Ģ. fair monoier teles monoyes et ž nostre

標準を變更すると一同の混亂を惹起するものであるご警告し、Pierre Dubois (1300) は國王フィ 2 惡鑄 、ップに向つて「貨幣の改惡が臣民に蒙らしむる損害たるや戰爭の比に非ず、又これによつて國王 Z et en usant de notre droit." みある Õ) 結果第十二世紀の初葉 の非を鳴し、十三世紀に於ては Thomas Aguinas (1225-1274) が貨幣の改惡は から鑄貨の改惡が頻繁に行はれ、一一一〇年には Guibert de Nogent その量目 Ø

<u>ታ</u>፣

及び貴族の歳入は減少するのみならず、

彼等が

|購買せんごする物品の價格は倍加する|

題

ij

祉

會

讘 者

い深甚

な る注

意を惹起するに至つた。

時恰

þί

如

國王が貨幣を惡改鑄

する

の権利、

:も佛蘭西は英國と百年戰爭の最中であつて、國王はその老額の國費と王室の利源さを、 從つて貨幣の價値を決定する權利を有するや否やの ざ訴 主 問 12 Ordonnances des Rois de France. Decuments monetaires Bd. I, S. 25 4)

Bd. 2, S. 254.

として貨幣の改竄に求め、 貨幣を改鑄すること一三四八年には十一回、 翌四九年には九回、 三三

八一年には十八回にも及び、 ため に貨幣は固有の品位と確實性を失い、 物價關係 は紊れて佛

重大なる經濟的危機に瀕したのであ

此 の時に當つて鑄貨政策の原理を逃べ時弊で救濟せんがために簒逃せられたものがオレー 40

書であ 他面に於ては國王の貨幣政策に對する抗議書であっ 12

門に分れ、 才 Ī の「Tractatus de origine, natura, jure et mutationibus monetarum」は理論と政策の その内容は表題の示すが如く、 貨幣の起源、 貨幣制度の規定 並に貨幣改鑄に關 部 する

問題である。

cem naturales divitias, quibus de per se subvenitur naturaliter humanae necessitati nam....pecuniae dicuntur artificiales 彼 は先つ卷頭に於て, Subtilisaté homines usum monetae invenere, quae esset instrumentum permutandi ad invi-

divitiae."『進化せる人々は自然の富の交換に對して手段たるべき貨幣の使用を見出す、而してこれ に依つて自然に人類の困難が救はれ る それ故に……貨幣は人工的富と呼ばる』と。 即ち彼は

たる貨幣の素材には鑄造の容易なること、 耐久性に富むこと、

三大九

instrumentum permutandi

オ

レームの貨幣學説に就いて

貨幣を物々交換の困難

に基

7

產物

なりどし、

且つ貨幣を人工的富なりと概念した。

ر ص

取扱に便

Schmidt, Der konstante Geldwert vom Oresmius bis Knapp. 5) S. 5

レームの貨幣學聞に就いて

尚ほ此他にその少量を以て他の大量を取得し得るもの、換言すれば、

が適する。 此條件を最も善く具備するものは金銀である。(註三)(註四)

Oresine, Tractatus S. 2, Tractic. p. 9. 参照。 羅何文には;instrumentum permutandi; とあれども、 佛翠書には "instrument preuver et machander"とある。

(註四) 命銀が何故に貨幣たるに適するかについて、Aristotle は金麗そのもの1特性、 舉げてゐるが、Thomas A:µuinas は以上の條件の外に尚ほ金屬それ自身效用を有すること、Metalle secundun se 並に稀少なること raritas を添加してゐる。 即ち 運搬並に使用に便利なることを

めに緊牢なること、三小口取引のために分割し得ること、四品質の齊一なることを蹤するために刻印を捺し得ることを舉げ オレーム ^ 師 Buridan は貨幣の素材たるべき 條件として () 運搬の容易なるがため貴金屬たること、二質値の貯藏たるがた

et ad invenidendum vel habendum difficilius, ipsum aurum aequalis ponderis debet praevalere in certa progortione,

次に貨幣金島の價値について "Nam secundum hoe, quod aurum est de natura sua pretiosius et rarius argento

sicut forsan esset viginti ad unum." と述べ、彼は貴金屬の價格の決定基礎として 貴重性 價値關係はこの貴金屬の自然的價值關係に合致するやう確定されねばならぬご説いてゐる。 (pretiosa et rara)とを擧げ、この二要素から金はその性質上銀よりも高價である。 余貨と銀貨との 貨幣の價値について、Heinrich von Gent (1217–1293) は、貨幣の價値はその素材の貨重にして有用なること Materia ح

utilie に出るものである。從つて貨幣の側値はその素材價値と一致すべきものであるが、貨幣がよく市場に施

Monroe, op. cit. p.

通し)得るは素材價値以外に貨幣の價格測定性 Aestimatis pretium に基くものである。 而して貨幣の價値も他の物と同じや

と所により 又特に供給によつて變化するものであると。

Antonin von Florenz (1389-1459) は金が苦凝された場合には稀少になり、 從つて同 貨幣を以て以前よりも多くの物品

を購買し得る

けると同一 吾人が金銀を貨幣として奨せ Buridan **☆** 若くは殆んど同 L ı 4 0 Ó (um 1300-1358) の價値を有するとっ ないでも佝ほ常者は は貨幣 经净 ö)徴催は Ħ 「的に要するからである。 human need によつて計量さるべきも それ故に余懺に於て金銀は貨幣形態に於 のである。

何 と

12

れば

然るにオ

ı

は貨幣價値については多く語つてゐ

材價値と全く同一でなけれ 15 髂 Ü) 鑄造 は変通を輕易 ばならぬ にすること以外 t 何等の意味をも 有せぬが 故 Ę 貨幣の價値 は Z

15 **孫金属** の称 少性 には上下に各3一 定の限界あるこごを要す。 若し造幣に對 してその 材料

を許容 金屬が不 찬 足 đ 'n ば (residuum non sufficiat pro moneta) 國王に貨幣材 料の變改 (mutatio materiae)

へないで、 に貨幣 ご密接 3 なる關 0) 3 碱 可 只流通内に 能 カー 5 發 緊を有 輝上 3 には常に Ē する貨幣需 |支障を生ずでるあらうと。 至 る。 定の貨幣需要が存在 之に反 要を決定する して若く材料 原囚 然 Ĩ, が 如 らば適當 徐 何 ટ 11 Ø) りに豐富ならん 問 か 絚 なる貨幣數量 補 (: 慣され 對 して る迄 3 か 一ては幾 彼 貨 13 幣數 金 it 何等 銀 何 を他 显 0) ì 0) 增 解 に貨 答を 用 泇 涂 幣 0)

興

オ

V

ī

Z,

の貨幣學説に就いて

材料

12

b)

 \bar{o}

드

Ò

柔

12

る

v. Aquin. S. 217-226, Monroe, op. cit. 25 9)

⁷⁾ 8) Monroe, op. cit. p. 25 Monroe, op. cit. p. 25 Schreiber, Die Volkswirtschaft Anschauungen der Scholaski seit Thomas

に充てヽはならぬと云ふ考を抱いてゐたやうである。

eta) 當 |時佛蘭西には金貨銀貨の他に尚日銀ミ銅どの合金より成れる黑色の貨幣(Nigra mixta mon-); 流通して

るが如 鑄貨の價 についてオ ζ 偱 小口の取引に對して小額貨幣を必要とするとの理由 關 係即ち比率如何の問題について省察した。 レームは()斯くの如き各種の貨幣を必要とするや否や。二各種の金鵬よりなる 即ち彼は大取引の商業に金銀貨の必要な の下に、 各種貨幣の 闹 時 流 通 を認

小額貨幣に限つて許すべきものさしてわる。

高價なる金貨はその內容認識の困難なると、欺瞞の危險あるを以て合金は絕對に排斥す

此の點に於て彼は補助貨幣の必要を是認してゐるのである。彼は更に合金の

問題

めた。(註六)

ついて、

小額貨幣については、當時の學者間に異論があつた。即ち小額貨幣は特にその品位の貶下される危險多きものなるが

Brunus 等の反對說がある。 依れば「右の問題に對して、巴里の元老院は、小額貨幣は商業を營むためのものには非ずして、只單に引換のために造られた ものであり、且つ大きな金額の時には量服る不便ありとの理由の下に消極的の裁決を下してゐる。」然し之に對して Albert

故に、債権者は小額貨幣にて支拂を受くるの義務ありゃ否やの問題は當時の學者間に論議されてゐた。Molinaeus の記錄に

Traictie pp. 11, 12. 18,

Monroe, op. cit. p. 36.

τ 但 國王が合金によつて利益を獲得せんとするが如きは mendacuim ac perjurium とし絶對に排 し此の場合に於ても社會民衆の必要に對して(pro utilitate communi) のみ許さるべきであつ

10) 11)

さるべきものであるが、然し凡ての場合に於て注意すべきことは、貨幣形式に鑄造せられたる名 目價值 貨幣の金屬や合金(混和)の改變は金屬が全く缺乏したる場合又は廢棄せられたる場合に限り許 (Precium od. Nennwert) と素材價値 (Valor od. Stoffwert) との一致である。彼は茲に

Valor と Precium を嚴重に區別してゐる。

oportion) が成立する。この比價は金で銀ごの自然的習慣 (Naturalis habitudo Valor と Precium に關聯して種々の金屬より成る鑄貨間に一定の價值關係卽ち比價(Pr auri ad argentum)

即ち自然的關係に基いて定まるものであつて、それは二十對一 (20:1) である。 (註七)

だ全く知られてゐなかつた。 だ全く知られてゐなかつた。

個 然しオレームは 人が任意に變化すべきものでなく、 即ち金屬の供給量に重大なる變化が起らば此の比價も變化せざるを得ない。然しこの比價 此の比價を十六世紀の Scarff の如く永久的妥當性を有するものごは思はなか また國王と雖も猥りに干渉し得ない、只社會が旣に確定

u

せし時に限

こり 變更し得るものである。

x

彼 は當時の慣習に從つて複本位制を認容し居るも、その根底に於て貨幣としての性質以外に商 レームの貨幣學脱に就いて 三七三

Monroe, p. 32.

12) Oresme. Traictie, pp. 10) 30-33

品としての特性をも有する二つの可變化的價值物(金銀)をその價值の動搖を防ぐべき何等の保證

常不變の關係に置くことは困難でわることを認めてゐた。

貨幣制度に關する規定は便宜上國王が司るも、 國民の代表からなる委員會に之を移譲すること

なしに恒

も出來る。然しオレーム自身には國王は最大の公人たり權威者なるが故に(est persona magis pubet majoris auctoritatis) 最適任者であると考へた。(註八)

(註八) 彼は造幣工場を民間の競業者に委譲すべきことを主張した。 國家の造幣獨占權はオレーム以後殆んど論議されなかつたが、スペンサー (H. Spencer) は唯一の例外者であつた。

此 1の貨幣制度の規定内には造幣制度に關するものも含んでゐるが、 彼は只造幣の技術的方面の

みを論じてゐる。則ち彼は Buridan と同じく貨幣は社會民衆の幸福のために鋳造せらるヽ あるから、 國王は宜しく鑄貨の品位量目に注意し、 計算運搬に便利なる形態と、偽造を困難なら ので

した には 造貨幣が しむるための刻印さを確保しなければならぬ。 若し國外の王侯が偽造を企てたる場合には直ちに之を膺懲し、又不幸にして形彩共に相似の偽 る場合にも亦同様である。 國王は直ちに舊良貨を回收して新貨幣に代へねばならぬ。現に流通する貨幣が甚しく (Moneta sophistica falsa et similia bonae in colore et figura.) 國内に流通し始めたる時 腳耗

此 O) 貨幣制度に關する規定と共に、 國王は現に流通する貨幣及び新に流通に置かれんとする貨 Ø 金鵬

幣に關 して 統 制 『職能ご保證職能ごを擔任する。 この統 锏 jĘ に保證審廷さして、 國王は各種

より 成 る貨 幣の 價 |値關係(比價)を確保 しなけれ ばならぬ

此 貨幣鑄造の委任によつて國王は造幣の費用を要する。 この造幣費用は何人が負擔すべ きゃ

彼は貨幣は社會民衆に所属するが放にその所屬者たる社會民衆が負擔すべきもの

(Si-

について、

cut ipsa moneta est communitatis, ita debet fabricari expensis communitatis) となした。 彼 ú |造幣費用の徴收方法として「金剧の市場に於ける買入價格を鑄造後 の名目價格よりも低 <

ord) 評定すること、 labore necessariis ad 但しそれによつて得らる、額は鑄造に要したる實費、 monetandum) を超過してはならぬと述 一べてわ 即ち勞働 <u>ځ</u> 並 盆 (0 九)(註土) 必 要 0) 費 用

Ħ ならぬと考へ、無手敷料鑄造(gratuitos coinage)の必要を認め又彼より後の人 Molinaeus も鑄貨の外來價值 彼と同時代の人 Partolus は貨幣は錯貨の形態に於ても地金の形態に於ても同一の價値のあるやう規定されなけ れば

に伴 value) と内在價值 (intrinsic value) の等しきを最上とすと述べつゝ造烿子敷料の徴收に反對してゐる。 |ふ利益を擧げて日ふ。|| 商業が兩格商の仲介なくして何處にても誉み得らるゝこと。|| 貨幣の雙造偽造の凡ゆる誘惑が 倘ほ彼はこの實施

除去されること。三かゝる事情の下に於ては金銀の鑢山を有せざる國も他の諸國と同様に貨幣に豊裕たり得ること。の 税する推利とか、 造幣手數料を徴收すべき國王の法律上の權利は、 皂 室 從來財産の權利が國王の肖像に依つて示されるとか、 國王の商品に 心の終迄

法律は國王に對し如何なる制限をも認めなかつた。 の世襲財産内に造幣をも含むとかいふやらな種々の議論によつて建設されてねた。 勿論これより以前に於ても實際上權利の惡結果に對しては多くの抗議が -1-匪

絈

三七五

オ

の貨幣學説に就いて

Boyss, Tractatus Varii, p. 317. Monroe, op. cit. pp. 35-36.

Landry, Mutations des monnaies daus l'Ancience France. p. 70

(extrinsic

オ

ಕ್ಕ あつた、俳しながら原則それ自體に對してではなくして權利の濫用に對してドあつた。茲に注意すべきは、 が造幣貨用を徴收し得るや否やについてヾはなくして、國王は何程多く徴收し得るやの問題についてヾあつた こ と で 常時の議論は國

の抗議に對して妥協を中出で、一變改には強告を奥ふること。二新貨幣には容易く識別し得るやうな形態を興ふること。三 るやら勘配してゐる。然し凡ては無效に終つた。然し濫用を繰返すに從つて漸次國王の權は制限せられ、終には國王は彼缔 國王の良心に豚へてゐた。かくして Sr. Thomas の如き、造幣益金を徴收する權利は認めるが留保と慎重とを以て臨まる 最初教會法學者達は、國王の造幣費用の氣儘な微收の危險と、造幣費用を國王に負擔せしむるの不當との二者を調停して、

人民若くはその代表者の同意を求むること。に同意するに至つた。

法令が寺院の傳統となり、 ば、人民のこの權利の最初の確定公式は法王 Innocent IV (Pope 1243-54) の法令である。それには非常特別の場合、 斯くの如き發展の結果として造幣益金を徴收する權利はある制限に從ふべきものであるとの傳統を生じた。Babelon によれ も人民の同意あるに非ざれば、國王は造幣に要したる實費以上に手敷料を徴收してはならぬとの原則が示されてある。この カノニストは爾後これを主張した。

り自然並に神の法則に反すと186。たる社會民衆が正常の造幣徐金を支拂ふことによつにその費用を負擔すとも、國王の側に於けるそれ以上の要求は暴政であたる社會民衆が正常の造幣徐金を支拂ふことによつにその費用を負擔すとも、國王の側に於けるそれ以上の要求は暴政であ Buridan は必要の場合に應じて國王の益金獲得を制限することに滿足してゐたやらであるが、Oresme は假令貨幣の所屬者

國 [王は造幣手敷料の徴收の場合と同様に、貨幣の改變 (Mutatio monetae) によつて利益を占め

ては 貨幣の改變には、一形狀の變更(Mutatio in figura)二比價の變更 (Mutatio proportionis moneta-ならぬ

17) Babelon. Théorie Feodale de la monnaie. pp. 315-316.
18) Monroe, op. cit. pp. 33-35

用に堪へ得ざる程度の磨耗ある場合に限り許さるべく。二新量目の鑄貨は新名稱を以てのみ造ら 變更は各種貨幣間の關係を紊亂するが故に不可、又極印の變更は贋造僞造のありたる場合又は使 tatio materiae) 六組成の變更 (Mutatio composita) の六つの場合があるが、彼は一貨幣の名稱の rum) 三名稱の變更 (Mutatio appellationis) 四量目の變更 (Mutatio ponderis) 五材料の變更 (Mu-

るべく。三材料の變更は從來のものが缺乏したる時のみに限らると。

以上の消極的原則は凡て國王の造幣權濫用に對して提議したものであるが、 此等改變並に惡改

鑄の種々の方法の內部關係については深く論じて居らぬ。(註十二) (註十一) Mutatio proportionis 及び Mutatio Composita は彼の師 Buridan の看過したるを彼が補促したのである。

乍餅、彼が此の時代に於て、マクラウド以後人々からグレシアムの法則 (Gresham's law) と呼

ばるくものを認識してゐたといふことは、彼の所說中最も重要な點である。卽ち彼は國王の貨幣 **惡改鑄政策に對して次の如く述べてゐる。『惡改鑄に依つて、國王は國民より貨幣を奪ふのみなら**

す んと努めるからである。かくして良賃は國外に流れ出で、只惡貨のみ殘る。即ち惡貨は良貨を騙

貴金属も亦國外に流出する」

*

レームの貨幣學聞に就いて

三七七

逐するのである。かくして終には國の內外に於て惡貨が偽造贋造せられ、商業貿易は漸次に衰退 尙ほ良貨を閾外に流出せしめる。蓋し人々は貨幣が最も高く評價される所にそれを持ち行 "Rursum aurum et argentum propter tales mutationes et imperationes Miller, a. 19)

a. O. S.

才

價格に どかが O) minoratur in regno: quia non obstante custodia defertur ad regno negociato meratorum per tales mutationes perturbatur et multipliciter impeditur." 互に流通する所では praediligunt ad la loca transire, in quibus recipiunt monetam certam et 一致しなけ は結ばれてゐる。 de extraneis regnis cessant ad illud afferi, in quo moneta sic 'n ad loca, ばならぬ。 良貨が驅逐されて惡貨が流通する。であつて、 ubi eam credunt magis valere.....Item propter istas mutationes オレ 二低~評價せられた İ ムの意識 した法則の要點は、一各種の貨幣金屬の比 extra. ubi carius collocantur. Homines enim conantur る金貨は市場から驅逐され mutatur : quoniam mercatores caeteris 本質や制限が初 Adhuc autem ح ه いる。三良貨 cona mercimonia 以上をもつて彼 のめて組 郊 と悪 は īfī 貨 和此

則 |さは互に符合する所多きを見る。(註+三)

的に攻究せられた所謂グ

レ

シア

ム法則なるものと、

才

ļ

いて

0)

法

み利益 族 彼はまた貨幣改惡鑄の結果、 僧侶、 する。 裁判官、 蓋し兩替商は屢々貨幣の改變に關する秘密報告を得て、 軍人、 職工、商人等凡てその弊害を蒙つて貧困 貨幣によつてなさる、支拂、收入、賃子等は不確 定 に陷るが、 安價の時に良貨を買集め、 只少数の ď 兩 替前

騰貴した

また貨幣の磨損が自然法則的に品位の漸次的貶下をも増進し、

る時之を質却して巨利を博するからであるご説く。

(註十三)(註十四)

ムの意識したる貨幣現象に就 その結果貨幣の形態水準が常に ţ 貨 20) Monroe, op. cit. p. 38.

てらるし と述べてゐ る

性十二 Dubois は一三〇八年に『貨幣の貶質の結果、 に久しき以前よりオ 貨が通用する」といふ單なる事實の叙述以外に何物をも見出さぬであらう。 劉 新人が岩し版心地懷に Aristophanes の詩「蛙」を皺むならば、 者以は Aristophanes レーム以外の多くの識者によつても省級されてゐたことは事實である。 (450-380 B. 國外人が結貨に含まる「金銀の實際量のみに注意するやらになつて以來、 \mathbb{C} が希臘の昔に於て旣に所謂グレシアム法則を喝破してゐると說 そこには「今日最阜や良き舊貨が行はれないで恶 俳しながら、 所謂グレシアム法則なるもの 例へば有名なる法律學者 Pierre (b が

價が非常に騰貴した。といふことを國王に愁訴してゐる。 の場合に著し何等の禁止さへなければ所有者はその貨幣を取引から撤去し又量目に從つて之を處分せんと欲する で 緒に流道せしむるならば、共内の或る貨幣はその蛍目に基いて、その建設價値以上に評價されるといふやうたことが起る。 gold eats silver." -1-四世紀のある貨幣局長の手配にも「整正されない金銀の危険について、sometimes silver eats gold, なる文句がある。 Monroe は之を醉して、 また Heinrich von Gent (1217-1293) は「國家が多種類の貨幣 ある傾向 經濟法則 -の存在 あ 찰

の研究に優ると。一五二六年の Copernicus 一五四九年の John Hales の所説は省略する。

され又は害することもな Molinacus は此の論に反對してゐる。即ち若し凡ゆる貨幣が一樣に騰貴するならば、同一國家內に於ては何人も害 造幣權の多樣性と類々として起る鱗貨の貶質の結果は兩替業を普及せしめた。而かも此の兩替には屢々暴利(Isura) Ų, 何となればれての物質が同一比例に騰貴するからであると。 群しくは Monroe, . р. 29 番 為 照 ²⁵⁾

を伴ふので、 (Pecunia pecuniam parrere non potest) は兩替商 その合法性が論議されるやうになつた。 (Collybistarum) を卑しき商業 とのアリ (vilis z ŀ 1 negotiatio) ŀ j の貨幣不胎論、 として排斥してゐる。 並に貨幣は消費物 即ち彼は貨幣は貨幣を胎まず (consumptibles) なッ、

A.

1

4

の貨幣學説に就いて

Brants op. cit. pp. 188, 189. Schreiber, a. a. O. S. S. 134 Brants, op. cit. p. 189 Monroe, op. cit., p. 38 (Monroe. Monroe, p. 29.

0)

認識は煩瑣なる

21) 22) 23) 24) 25)

才

二人〇

54. つ時間それ自身は貨幣を船まず (Tempus per se pecuniam parrere non potest) とする、Thomas Ø แรนาล

乍併 justum pretium の影響を受けて貨幣兩替業は不正且つ不法 (illicitum et injustum) なりとした。 彼は貨幣 の改變が物價に如何なる影響を及ぼすか、又それによつて勞賃や小賣値 段に變

通は 化を生ぜざる して何等の指標をも與へない。 國内のみに限られ、 か、 輸 出の増加を惹起せざるかについては何等論究してゐない。 國家 相互間の流通は全く看過されてゐ 彼の貨幣職能論はア 30 ルの註釋者達によつて攷究せられ 彼の貨幣數量説は後進 又彼の說 貨幣 者 Ü 對 流

۱۰ ا ŀ

た程度以上には一步も出てゐないのであ る。

仪 は價値を說くも、 只貨金屬 の價値を決定する要素として pretiosa et rara を示し、 金はその

ふ事 質

性質上、 を述べ たに過ぎない。 銀よりもより稀少にしてより貴重高價なるが故に銀よりも一層重用せらるヽさい

どに因るものご解すべ いて窺ひ得る金屬 層貴金屬なるが依に高價であると解する他はない。 何故 Heinrich 12 貴金屬 の價値は、 von Gent が高き價を有するかを深く基礎づけるここを避け、 きか、 並に彼の師 然らずんば、 その自然的關係によりて條件づけらるへ生産 Buridan 等で同様全く之を看過してゐる。 金はその性質上銀よりもより貴重なるが故に、 また價値 の困難 ځ の主観的 彼 その 0) 著 若くは Ŧï. 基 作 礎に 在 1= 量 2

つい

τ

は

彼

ば

より

Miller, S. 120.

²⁶⁾ 27) Kaulla, "Der Lehrer des Oresmius" Zeitschrift f. d. ges-Stw. Bd. 60. S. 458; Schreiber, a. a. O., S. 192.

以は貨幣を價値比較の具 (Instrumentum aequivalens) や đ) **b**, 人工的富 (Artificiales divitiae)

なりご解し、 彼 又名目價値で素材價値でを辯別しながら、 尙ほその價値は國王に依つて確定され

る對象 着したやうである。 套を脱し得なかつたゝめにか貨幣と物價又は貨幣價値の安定等の如 ものにあらず、 ※さを混同した。* その素材の量目と品質とに依つて定まる一つの商品なりとの valor impositus Wolowski 寒暖計は熱を指 の言葉を借つて云へば、 示する、 然し熱そのものではな 彼は そ () 根本に於て 尺度とそ à ڼ 解き難き幾多の難問に逢 秤 は重さ を確定 の測定 す の陳 5

さ同

l

もその等價物で

はない。

貨幣は物の價

値を測定する共同單位ではあるが、

測定せらるく

對象

一物でもなければ又それに取つて代るものでもない。

彼 は貨幣の魂を宿す金銀の特殊の意味を理解し得ないで、 たるべしとする當時の貨幣觀に囚はれてゐたのである。 貨幣は必ず金銀の如き Materia pre-

啦 る學者の云ふが . 如 〈、 彼の所説 の悉は獨創ではなく、 多くは先人の思想を踏襲したも のであ

る。 例 $\overline{}$ ば 金屬貨幣の商品的性 質 その 需給 の結果、 貨幣改惡 U) 弊害等は彼の師 Buridan b 旣

述べてゐ 兩 本位 る。 匍 の困 然 雛 U 彼は を認 それ め 等の重要な 造幣費用の徴收を是認し、 る諸點を組 織 的に改究 叉低 一く評價され Ļ 原則 のに一 たる貨幣の海外流出 層發展 せしめ 山をも看 12 彼

破して後世の

Copernicus

p

Gresham 等にその指標を與へた。

*

レ 1

ムの貨幣學院に就いて

は

K. Diehl u. Mombert, Ausgewählte Lesestücke zum Studium der Polit-28) ischen Oekonomie. Vom Geld. 2. S. 35-36

彼の貨幣現象に關する論述は彼が

その時代を善く理解してゐた證據であつて、 オ ムの貨幣學説に就いて 確かに彼は十四世紀に於ける偉大なる國民經濟學者

が岩しオ 1 ムは Thomas Aquinas と全然同一 の思想を有してゐたとするならば、

Endemann

の一人であつた。

そは誤である。 3

なく、 質である。然しオレー Ļ +ŧ 世 寧ろより多く經濟的 に於け ŤZ オ ļ 教會法學者 ᅩ の先輩の多 ム カゞ 特性 の隨 此等の人々と異なるは、 一(が、 一を有したさいふ點である。 一ども稱 貨幣に關 せらるゝかの す る重要な點を認識 彼 Ĭ= Thomas は神學的型式がより少ないと云 1 レ Ţ が造幣に關する國 4 してゐたといふことは確 も亦時代の羈絆を超 王の本分を高調 胧 ふ點では しては か な事

ゐたならば、 つた。 一吾人は 其他 して、 ŀ る。 7 そは誤である。 Roscher رد. 一彼の道德的 そ の の言ふが如くオ オ レ 1 改惡を全然排斥し が岩し 4 傾向、 につい 例へは 才 ての L 主權の讃美 レ 1 Ì オ ムを有名ならしめたるもの u 4 Ťz は早くも且つ全然神學的時 ッ レ る が 1 シ **.** ۷, カ۶ 如 經濟的素養等、 ル O) ₹, moneta 激賞に對しては岩干の制限を附せね 如 何 は Ü 尙 monet に由來するとい その時代の は宗教的觀念の浸潤 ., 代から解放 シ ż ルであるが、 それ と 殆んど 一致してる されてゐた ふ思想 ŧ 叉彼 L はなら Ro かゝ を證 と思つて から貨幣 0) 眞價 する Altmanu, a. a. O. S. 32.

を神

¥.

邟

ゐ

なか

に足

る。

tz

ので

ぁ

質にア

راد ば

2

16

29) Endemam, a. a. O. Studien Bd. 1, S. 26. Bd. 2, S. 188. 30)

Roscher, Zeitschrift, a. a. O. S. 317. 31)

思想を事實に則して解説したのである。 た時代に闖する原理を捕捉したに過ぎなかつた オ レーム自身も告白する如く、 彼は決して革新者 (innovator) ではなかつた、 即ちオ いので、 レー ムは只貨幣が商品性を有する交換手段で 貨幣が新しい且つ全く異つた職 當時既に存 吸分を有る する

現今の貨幣理論を有してゐたのでは

ない。

(計十五)

Geschichte der Nationalökonomie, S. 27 知像三° 伽はオレームに對する適當評價については Oncken, Geschichte der Nationalökonomie, S. 129. 並に Dühring, Kritische Geschichte d. Nationalökonomie S. 336 には "fast durchweg korrekt" と訂正してゐる。然しエンデマンの ., 氏經濟學者なりと讚美し、Zeitschrift. f. d. ges. Staatsw. には "durchweg korrekt" と誓いてあるが、 オレームの名聲は經濟學史家ロツシエルの推賞に負ふ所が多い。彼は實にオレームを十四世紀に於ける偉大なる國 オレームの説は共創思に出てしもの少くトマスダキノ以下の想想を承繼せしに過ぎずと云つてゐる。 共後の著母、 如きはロ

彼がその當 乍佻、 よしオ |時の思索家をして先づ第一に組織的に論究すべきことを意識せしめた功績 L が時代を超越 一し得ず、 またその所説に幾多の缺點と誤謬があったにせ はあ る。况

 $\bar{\nu}$

1

んやその著作の動機が純思索的欲求からではなくして寧ろその時代の惡鑄改竄の弊害を救濟せん

Monroe, op. cit. p.

言 に多く存したことを顧ふ時、 ዹ b's 如く、 彼は貨幣理論を書いたのではなく、 彼に向けらる、非難の大部は寬假 彼が聴聞したる個 څ 11 々の點を論 る τ あ Ġ 32) Altınann,

ž

7

ıν

ŀ _x

> ン 0)

v 7

- ムの貨幣學説に就いて

ح ح

る政治:

的興

咏

三人三

33)

究したのである。貨幣論ではなくして寧ろ鑄貨論である。されば歷史的立場から近世的見解の代

表者の如く彼を讃美する人よりも、その過當評價を攻撃する人々の方が、寧ろ正しいと思ふ。

さは云へ、彼が鋭敏なる經濟眼と卓越せる賢明とを以てその時代の疾患を認識し、

經濟生活

倜 þ | 々の法則を理解して、貨幣改惡の結果に向つて下したる學理的判斷は、永く世界の 共 有 其效果は獨りカール五世の治世のみには止まらなかつた。(ヒヒ+ス) かの普の Copernicus 伊の Scaruffi 英の Price Vaughau, Gresham, Cotton Petty, North, Harris, Locke (十 ・佛の さな

七世紀)及び Turgot 等、多くは彼によつて開拓せられし途を歩んだのである。

《註十六》 一四一二年カール六世が貨幣に關する認つた方策を採つた時、 de nouvelle monnoye. ''『近來汝 (國王) の金貨が如何にその最日と價値とに於て貶下しつゝあるかを決して忘れてはなら ainsi est la bonne monnoye expurgée. car les changes et les Lombars cuillent tout le bon or, et front payement blans, chasqun de trois mailles, laquelle chose est en préjudice de votre peuple et de vous premierement. Et poise et en valeur, en tant qu'un escu est de mendre valeur qu'il ne souloit, de deux sols et les blans de "Et nést point a oublier comment depuis un peu de temps en ça votre monnoye est grandement diminuée en きは汝の國民否な第一汝國王の損失になることである。かくして良貨は關逐される。何となれば廟馨商ロンバール人達が凡 ぬ。例へば一エキユーは從率より二リロだけその價値を減じ、二プランは各々三マユーだけの價値を減じてゐる。撕くの如 巴里大學の構成達は次の如き言葉を以て愁訴した。

之を要するに、彼によつて即展せられし貨幣學説には、一般に妥當する原理の存すると同時に Jourdam. Le Commencement de l'économie politique au moyen âge. S. 34)

ゆる良い金貨をかき集めて、支拂の際には新しき貨幣を以てするから」

が同一の名目價格を以て流通する時、 また幾多の缺點で誤謬をも含んでゐる。乍俳、 人々が名目價格よりも質價の高き貨幣を撰びて或は之を蓄 彼が貨幣改惡の結果、質價を異にする二個の貨幣

職し、 の流通が法律及び習慣の力よりも更に經濟的勢力によることの偉大なるを看破して、所謂貨幣流 或は鑄潰し、或は國外に輸出して利益を獲んとするは、人間利己心の發動であつて、貨幣

通の法則に確標を建てた功績は、沒却することが出來ね。

"Morbus numericus"の終熄せざる限り、 確にして直截的な解説さして、貨幣學史上特異の地位を受くるさ共に、彼の唱へし貨 幣 學 説 も 彼 の著書 Tractatus が恐らく貨幣に關する最初の特殊論文として、又 スコラステイー 永く世の感賞を享けるであらう。(完) 三元宝) カーの明

レームの貨幣學說に就いて

三八五